

第五十八回国会  
衆議院  
文教委員会  
議 録 第 十 号

(三三〇)

昭和四十三年四月十七日(水曜日)

午前十一時五分開議

出席委員

委員長 高見 三郎君

理事 白井 莊一君

理事 谷川 和穂君

理事 長谷川正三君

有田 喜一君

床次 徳二君

唐橋 東君

小松 幹君

有島 重武君

出席國務大臣

文部 大臣 灘尾 弘吉君

出席政府委員

文部政務次官 久保田円次君

文部大臣官房長 岩間英太郎君

文部省初等中等教育局長 天城 勲君

文部省体育局長 赤石 清悦君

委員外の出席者

専門員 田中 彰君

四月十六日

委員渡辺肇君辞任につき、その補欠として江崎

真澄君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員江崎真澄君辞任につき、その補欠として渡

辺肇君が議長の名で委員に選任された。

四月十二日

日本学校安全会法の一部を改正する法律案(内

閣提出第九号)(参議院送付)

同月十六日

外国人学校制度創設反対に関する請願外一件

第一類第六号

文教委員会議録第十号

昭和四十三年四月十七日

(穂積七郎君紹介)(第三九八六号)

教育公務員特例法の一部を改正する法律案反対

に関する請願(河村勝君紹介)(第三九八七号)

学校教育法の一部を改正する法律案反対に関する

請願(河村勝君紹介)(第三九八八号)

外国人学校法案反対に関する請願(河村勝君紹

介)(第三九八九号)

外国人学校法案反対に関する請願(鈴木一君紹

介)(第三九〇〇号)

女子教育職員の子児休暇制度法制化に関する請

願(竹本孫一君紹介)(第三九九一号)

各種学校における教育の整備充実に関する請願

(橋本龍太郎君紹介)(第四〇四九号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

日本学校安全会法の一部を改正する法律案(内

閣提出第九号)(参議院送付)

文部行政の基本施策に関する件

○高見委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、日本学校安全会法の一部を改正する

法律案を議題といたします。

日本学校安全会法の一部を改正する法律案

日本学校安全会法の一部を改正する法律

日本学校安全会法(昭和三十四年法律第九十

八号)の一部を次のように改正する。

第九条に次の一項を加える。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると

認めるときは、理事長又は文部大臣に意見を提

出することができる。

第十一条を次のように改める。

(役員の欠格条項)

第十一条 政府は地方公共団体の職員(非常勤の

者を除く)は、役員となることができない。

第十二条第一項中「前条各号の一」を「前条の規

定」に改める。

第十八条第二項中(特殊教育諸学校の高等部を

含む)の下に「高等専門学校」を、「生徒」の

下に「学生」を加える。

第二十三条の見出し中「高等学校」の下に「高

等専門学校」を加える。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十一条の次に次の一条を加える。

第三十一条の次に次の一条を加える。

第三十一条の次に次の一条を加える。

第三十一条の次に次の一条を加える。

第三十一条の次に次の一条を加える。

第三十一条の次に次の一条を加える。

第三十一条の次に次の一条を加える。

第三十一条の次に次の一条を加える。

第三十一条の次に次の一条を加える。

第三十一条の次に次の一条を加える。

第三十一条の次に次の一条を加える。

第三十一条の次に次の一条を加える。

第三十一条の次に次の一条を加える。

第三十一条の次に次の一条を加える。

第三十一条の次に次の一条を加える。

第三十一条の次に次の一条を加える。

第三十一条の次に次の一条を加える。

第三十一条の次に次の一条を加える。

第三十一条の次に次の一条を加える。

第三十一条の次に次の一条を加える。

第三十一条の次に次の一条を加える。

第三十一条の次に次の一条を加える。

第三十一条の次に次の一条を加える。

第三十一条の次に次の一条を加える。

第三十一条の次に次の一条を加える。

第三十一条の次に次の一条を加える。

第三十一条の次に次の一条を加える。

第三十一条の次に次の一条を加える。

第三十一条の次に次の一条を加える。

第三十一条の次に次の一条を加える。

第三十一条の次に次の一条を加える。

第三十一条の次に次の一条を加える。

第三十一条の次に次の一条を加える。

第三十一条の次に次の一条を加える。

第三十一条の次に次の一条を加える。

第三十一条の次に次の一条を加える。

第三十一条の次に次の一条を加える。

第三十一条の次に次の一条を加える。

第三十一条の次に次の一条を加える。

とするものであります。

なお、本法律案は昭和四十三年四月一日から施行することとしたしておりますが、成立時期が早く改められたので、これを公布の日から施行するよう改めるとともに、高等専門学校の学生にかかる災害共済給付については昭和四十三年四月一日から適用することとする旨の修正が参議院で行なわれました。

以上が、この法律案を提出いたしました理由及び内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願い申し上げます。

○谷川委員長代理 これにて提案理由の説明並びに参議院における修正部分の説明は終了いたしました。本案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。

この際、川村委員より発言を求められておりますので、これを許します。川村委員。

○川村委員 日本学校安全会法案の審議に次から入るわけですが、私は、その審議にあたりまして資料を四件ばかりお願いをしたいと思ひます。

一つは、日本学校安全会の定款。少しごめんどろでしようけれども、おそらく安全会のはうにそれらの冊子があると思う。日本学校安全会の定款。それから一つは、日本学校安全会の業務方法書。これが二つ目でありまして。三つ目は、どうもわれわれがいたいたいたいたいたいたいたいた資料では十分ではありませんから、四十三年度の日本学校安全会の関係の予算の細目表をひとつ知らせていただきたい。本年度は二千五百十四万八千円の増加となっておりますが、その増加された内訳を知りたいのでございますから、できたらひとつ四十二年の予算との比較された細目表をぜひいただきたいと思ひます。それから一つは、日本学校安全会の役員及び運営審議会委員の名簿。この四つの資料をぜひお出しいただきたいことをお願いしておきます。

○瀬尾国務大臣 承知しました。

○谷川委員長代理 文教行政の基本施策に関する件について調査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。有島重武君。

○有島委員 新学期が始まりまして、いま新聞紙上には文教問題について非常に雑多な、また困難な問題が續々と掲載されております。その中の一つとしてしまして、新学期からの小学校教科書についての記事がたくさんございまして、それでだいたいこれが右寄りになっておるといふような批評がたくさん出ております。こういう問題につきまして、先般瀬尾文部大臣が発言されました国防教育云々、このことについて少しお話を合せてみたい、そう思うわけでございます。

瀬尾文部大臣が昨年末の記者会見におきまして、国防を考へない国民はあり得ない、子供のときから国を守るとか自国の安全保障について自覚と認識を養ふことが必要だと思ひ、いつまでも国防意識をタブー視してはいけない。いまの国民は自分一個のことが家族のことしか考へないような傾向がある、これを改めてよき日本人として自覚を持たせ、みずからの国を守ることの必要性を認識させることが大事だ。と言われたのでございまして。なお、四十六年から改定される小学校学習指導要領の作成にあたり、社会、国語などの教科を検討し、何らかの形で安全保障問題を加えるよう指示するつもりだ。とも言われた、そう伝えられております。

これにつきまして、本委員会におきましては、先日谷川委員からの質問に應じられました、文部大臣が、その真意については次のようなお答えをしておられましたので、時間を省略するため、ここでもう一ぺん確認しておきますけれども、いやしくも独立国の国民であるならば、その国を愛し、その国に尽くし、その国を守っていく、この資質はだれでも持つておらねばならない。当然

持つておらねばならない資質を養うためには子供のうちから適切な教育を施したほうがよい。そのやり方については専門の教育者にまかせる。ただし、これは政策以前の問題であり、同時にまた、学校教育の場には、いわゆる国防の問題や安全保障の問題等の政策論議をそのまま持ち込んでいくということは賛成しがたい。ただ愛国、国防の意識、心情というものは小さいときからつちかていくのが適当である。大要このようなお答えをなさつていたように思ひます。

このお答えには現在もお変わりありませんでしうか。そのことについてもし何か釈明がございましては伺いたいと思ひます。

○瀬尾国務大臣 特に釈明する必要を私は認めません。そのように考へておる次第であります。ただその中で、して言へば国防ということばを仰せになったわけですが、私は必ずしも狭い意味のいわゆる国防ということだけを意識して申し上げておるわけではございません。

○有島委員 この中でもって国防ということばは必ずしも狭い意味の国防だけではない、そのようにいいますと答えでございすけれども、国民一般はどのように受け取っておるか。このことは大臣のお考えとややニュアンスが違ふ場合も多いと思ひるのでございす。それで、ちょうど瀬尾発言というものは、佐藤・ジョンソン会談以後、佐藤首相が、みずから自分の国を守る気概に立とうという発言をして、世間一般では政府・与党の著しい右傾化であるといつて驚いたそのやさきのできことでありました。ですから、当然文部大臣のことばを再軍備の方向に向かう政府・与党の一連の政策として受け取っておる向きがあるわけですね。これを追うようにして、増田防衛庁長官の、国防教育は大いにけつこうなところであるといふようなこともありまして、それから倉石前農林大臣の平和憲法めかけ論、軍備必要論が重なりまして、こういう一連の発言の系列の中でもって、瀬尾発言だけは別なのだという受け取り方は、ちょっと一般にとっては無理であつたように思ひます。その証

拠として、今度の教科書に日露戦争の写真などがどんどん出てくる。あるいは平和憲法についての項目が少し縮められておるといふようなこと、もう予算委員会の段階でさまざま論議されてまいりましたけれども、これは文部省としてどういふ前に教科書会社がかつてにやつたのだとは申しませんが、これは瀬尾文部大臣の御発言の真意とはやや違ふふうに解釈して申しますか、国防というものを狭い意味にとらえて、そうして手つとり早くこつこつに力を入れたらいいのじゃないかという動きが十分感じられる。それで国民一般の受け取り方に対して、文部大臣の言つていらつしやる国防というのはどういった意味なのであるか、そのことを教員も父兄も聞きたがつておると思ひます。そういうことについてやや詳しくお話し願ひたい。

○瀬尾国務大臣 この問題はたびたび皆さんから御質疑を受けたのであります。その際申し上げておりますように、私は特に記者会見で特別な意圖を持つて発言したもので何でもないわけではございません。いわば記者諸君との懇談をいたしておりました。平素私の考へております問題の心持を率直に漏らした、こういう程度のことでありまして、自然佐藤総理とジョンソンとの会談の経緯でありますとかその他の関係といふふうなことは全然考慮の外にあつたわけでありまして、ただ、私の気持を記者諸君にお話しをしたという状況のもとにこの発言はなされた、このようにひとつ御理解をいただきたいと思ひます。

それから、そういうことでありますので、私は別にことばづかひも吟味してかれこれ話したわけでも何でもございせんが、私の言いたいことは、国の独立を守つていくとか、国の安全を守つていくとか、要するにわれわれがここに住んでおる日本といふものをお互いに守つていくといふ気持ちだけは持たなくちゃならぬものじゃないか。ただ自分一個のことだけで明け暮れしておるのではなくて、進んでは社会公共のためにも尽くさなくちゃならぬし、お国のためにも尽くして

いかなければならぬ。その一環としてやはりお国の安全を守るとか、独立を守っていくというふうな心持はだれしも持たなくちゃならぬのじゃないかというところから出発をいたしておるわけでございます。

したがって、ふえんして申し上げますれば、なるほどいわゆる国防というものは必要でございます。そのために日本は自衛隊というものを現に持つておるわけでありまして、それだけの問題じゃない。むしろ日本があるいは平和国家として徴するとか、あるいは外交関係をうまくやっていくとか、あるいは国際交流を大いに進めていくとか、あるいはいろいろな努力も、日本の独立を保持し、日本の安全を守っていく有力な道であるというところは当然のことだと私は思うのでございませう。そういうふうなふえんして申し上げれば広くなってくる。また、そういう心持ちで実は申したつもりでおるのですけれども、狭く解釈せられればそれもけつこうであります。しかし、日本としてどこまでもお互いの国民生活、われわれの民族の安全は守っていくとかなんかという方法論につきましても、これはいろいろお考えがそれぞれおありになることと申すのであります。やはり公明党さんには公明党さんのお考え方もございませう。また、社会党の皆さんが非武装中立というところをおっしゃるのも、やはりそれが日本の安全のためになるというお考えが根底にあると私は思うのであります。そういうふうなこともまたお持ちになつておる心持ちであるけれども、また持たなくてはならぬ心持ちであるけれども、これをいかにして実際の政策の上にあらわしていくかというところになれば、それぞれ考え方も違い、また自然政策も違つてくるというところは大きいにある得ることだと思つておられます。そこまでは言つておるのではない。その根底のことについて、いわば政策以前の問題としてものを申し上げている、こういうふうなひとつ御理解をいただきたいと思ひます。

○有島委員 政策以前の問題である、これは十分承知して何つておるわけでございます。それから御発言の経過その他については、これは何べんも承つて存じております。

それで一つ気になりますことは、それほどことばを吟味して言つたのではないとおっしゃられた。これはやはり国の将来を基礎づけていく教育行政の最高責任者でいらつしやるわけでございます。それから、ある場合には総理大臣よりも、防衛庁長官よりもはるかに深刻な影響力を及ぼす場合もあると思ふのです。ですから父兄も教育者も非常に戸惑ひを感じておる面があるわけでございます。こうしたほんとうに基本的な問題で多少とも疑心暗鬼の中であつてはろくな審議が進まないと思ふのでございませう。それで、そうしたことをほんとうに腹を割つて話し合へば、そのようないんはほんとうに専門家にまかしておいてもいいんじゃないか、そのようにも私たちは考へるわけでございます。

いま、軍備という狭い意味でもけつこうだといふようなことを言われましたけれども、狭い意味にとられてもけつこうですけれども、平和国家をつつていく、文化外交を展開していく、国際交流などを含む広い意味だといふような、その辺ははつきりしていただいたほうがいいんじゃないかと思ふのでございませう。さつき釈明と言つたことはやや私は不適当かと思ひますけれども、注釈をそのようにやはりしつかりとつけていただいたほうがいいんじゃないか。それは、その御発言の段階にあっては、ほとんど何げない座談であつたかもしれないけれども、先ほども申しましたように、一連の狭い意味の国防、政策的な国防といふことと非常に、その一つの流れの中での御発言でございまして、これは文部大臣としての考えはさういふ意味ではなくて、かくかくという意味合いをもつて言つたのだといふことは、広く国民一般、教育者にもはつきりと示していただいたほうがいいのではないか、そういうふう

うに受け取るわけでございますが、いかがですか。

○渡尾国務大臣 国を守るという表現を使つたわけでございますが、その国を守るという内容についてはいくつかあるといふこともいま申しましたとおりでございます。私は、その考え方は別に改める必要もないと思ふのであります。そういういふわけを守る方策についてはいろいろあり得るわけでありまして、その中で、いま狭い意味のあれを含んでおるということも申しましたが、これは当然もちろん含まれるわけでありまして、御承知のように、いかなる国といへども自国を守つていくという権利は基本的にあるといふことは世界どの国でも認められておることです。わが国においても認められておることです。必要があれば自衛のために立ち上るという気持ちは、私は日本国民は当然持つてしるべきものと思ふのであります。そういう意味におきまして、国を守るという中には当然これは入つておると申し上げてよろしいと思ひます。

○有島委員 私の伺つたのは、国民一般が受け取つておる大臣発言の中の国防といふことばの意味合いです。それがすでに教科書の会社なんかにはさういふふうな受け取つておる方があらわれておる。それから大臣が、もう少し広い意味と言われました。そのことを国民一般にもう一步進んで御説明なさつたらばいかがか、そういうふうな意味でもつて伺つたのでございませう。

○渡尾国務大臣 私の発言が国民にいろいろ受け取られておる。こういうことでございませうが、これはものを申しましてそれが世間に出ました以上は、いろいろな受け取り方をなさる方もいらつしやるだらう。その中にはあるいは戸惑ひを感じていらつしやる方もあるかもしれません。ただ私は、この国を守るとか、国のために尽くすといふことは、何もいまこそ新しく私が申さなくても、現在の日本の教育の中に、いわば国を愛すると思ひますか、国に対する愛情と理解を高めていくと

か、こういうふうなことは学習指導要領にもしばしばいわれておることでありまして、そういうことの中には、当然いま私が申し上げましたような心持ちといふものは含まれておるものと実は解釈しております。ただ現在の教科書は、実は私の発言より以前にみなできておるものであります。将来の新しい教科書はどういうふうになるか存じませんけれども、現に出ておりますものは私の発言とは少なくとも無関係にできておるものであるといふことは申し上げることができると思ひます。し、それが認められておりますのは、現在の学習指導要領ないしは教科書検定の基準に合つておるというので文部省が認めておる、こういう関係のものだといふふうにひとつ御承知をお願いしたいと思います。

○有島委員 一つの例ですが、何か誤解のようなことが生じつある。それが衰滅していく方向ならいいのです。それが増大していく方向であるとすれば、これはあまり好ましくないことであると思ひます。小さいうちにはつきりしておいたほうがいいのではないかと申すのです。それでお申しますけれども、国を守る心あるいは国を愛する心、これは大臣の言われたとおり当然だれでも持つべき大切なことであると思ふのです。また、これは世論調査なんかして見ますと、戦争は反対だ、軍備もいやだ、けれども攻めてきたらば国を守ろう、これは高校生の九〇％がみんな言うわけでございます。これは国民の感情でございませう。あらためて大臣から言われなくてもみんなそういうふうな思つておるわけですよ。ただ、そういう国を守る心といふのは国を守る行動となつていなければならぬ。それから、国を愛するといふ心が国を愛する行動になつていなければならぬ。その辺でいまの子供たちはつきりしないものが非常にあるように思ふのでございませう。それで、そういう国を愛するといふ心でもつて確かに行動はしたのだけれども、結果、国をそこつた。国を守る気持で、そういう心でもつて行動したのだけれども、結局、国を破つ

たというのは、これは困るのでございまして、これは一種の過失致死罪というふうな、そういうことが起こっては困るわけでございませう。ですから第二次世界大戦のときもみんなそういう本来的な心は持っておった。これは政策論じやございませう。そういうことにならないように、そういう心でその行動をして、結果としてほんとに国を守ったことになり、結果として国を愛したという証拠が客観的に出るような、これだけの吟味は現在十分しなければならぬ時代になっているのではないかと申すのです。そういうために国防とか愛国とかいうことの意味をこどももって再検討していったほうがいいのではないかと。こどもの意味というものは、これは時代によって非常に違つてまいりますし、それから使つて人によつても非常に違つてくるわけでございませう。それで、国防を考へない国民はあり得ないと大臣は言われたわけでございませう、大臣の国防についての考えを正式に——正式にという大げさですが、さつき少しお話ししましたけれども、それをもう一ぺんはつきりとお教え願ひたいのですが……。

○遷居國務大臣 大体先ほどのお答えで尽きていますように私は思うので、つけ加えて申し上げることもございませうが、しかし、とにかくわれわれは、この世界におきまして名譽ある独立国民として日本の発展をはかり、子孫の繁栄をはかり、同時にまた、世界のために貢献するところがなければならぬと思ふのであります。そういうことをなにするに足るべき国民を養成するというのが教育の任務である、私はこのように存じます。そういうふうな資質を備へた国民を養成するといふ任務を遂行するために現に私もが行なつております教育関係の仕事は、申すまでもなく日本国憲法、教育基本法あるいはそれに基つてできておりますいろいろな制度、こういうものを忠実に守つてやつていくところに私どもの任務があらうかと思ふのでございませう。

国防、国防と、こう申しますと、いかにも何か

戦争でもやるのじゃないかと、あるいは極端にいへば好戦國民をまたつくるのか、したがつて文部大臣は反動的な考え方を持っておるのじゃないか、こういうふうな御批判もちよいちちよいちだいてるわけでございませうけれども、現在の日本がいわゆる平和國家として、民主國家として、また文化國家、福祉國家として進んでいかなければならない大原則というものは、私もどもはあくまでもこれを忠実に守つていかなければならぬと思つております。したがつて、國民の活動という分野におきましては非常に広いと私は思つてゐる。その中にやはり自國の安全を常に確保してゐる、自國の名譽ある独立を常に保持してゐるということは、國民の当然の責務である。その一環として、先ほど申しましたけれども、これをどうやつていくかということについては、いろいろな方策も考へられるであらうけれども、また、その中には一たん緩急あればという昔のことばがありませうけれども、お國のために必要であれば、やはり積極的に立ち上がつて國を守つていくというその國民——佐藤さんのことばでいへば、そういう氣概もほしいと私は思ふのであります。そういうふうなことを頭に置きまして、國を守るといふ心情なり意識なりというものを正しく育て正しく導いてまいりますためには、幼いときから配慮が必要なのではないかと、また、どういふふうによつていくか、こういう問題についてはわれわれがかれこれ申すべきことではない、むしろ専門の方に十分御検討願つて、その年齢、その発達段階に応じて適切な指導を加へることによつて、正しい資質を備へた國民を養成していくということが必要なことではなからうか、こう思ふのであります。

先・ほど私が申したことについておことばがありました。いわゆる国防論議というふうなものをなまのままで学校教育の場でかれこれ、あれがよいとかこれが悪いとかいうふうな論議は、あまり感心しないわけでありませう。しかし、子供さん

のほうからいふと、いろいろ新聞記事も読む、ラジオも聞く、テレビも見ると、いろんな外からの影響でそういう問題にだんだん年をとつてくれば関心を持つてくるであらうと思ふのであります。関心を持つてくるのも当然であらうと思ふのであります。ところが、そういう際におきまして、私は、専門家の学校の教師の諸君はきわめて慎重な態度でもつてこれを指導していただくべきだ。私の願ひとしては、いろいろそういう論議がありまして、ことごとく高等學校以下段階におきましては、そういういろいろな議論が世の中に行なわれておるが、それらについて正しい理解を持ち、判断を持ち得るような能力を身につけていただくということが一番私どもの期待するところであらう。そういう意味におきまして、學校の教育の場におけるいわゆる国防論議等につきましては、よほど慎重な扱いをしてもらいたいというのが私の希望でございませう。そのようにひとつ御承知を願ひたいと思ひます。

○有馬委員 大体大臣のお考えはわかるような氣持がいたしますけれども、いまのおことばそのまゝ報道されますと、国防には、いろいろあるけれども、中には一たん緩急あるときには、たとえば佐藤首相の言われた國を守る氣概を持つてということばがございませう。そうなりますと、やはり中心がそこら辺にあるような印象をまだ受けますね。

それで、今日自分の國の防衛について絶対的確信を持つておる國というものが世界じゅうにあるかどうかという——それはみんなよく然とした國を守りたいということばはございませうけれども、自分の國の安全保障について、どんなにがんばつてみたところで確固たる結論が得られないというその根本は、いろんな政策とかそういうことは別に、世界の客觀情勢というものが第二次世界大戦以後に違つてしまつておるのだという認識が必要であると思ふのです。申すまでもなくこれは原子爆彈が出現した。しかもそれが非常に大量な貯蔵

量が現在の地球上にはある。これはもういろんなデータがございませうけれども、アメリカだけでも二万九千三百二十六メガトン、ソ連が三万七千二百十五メガトン、合計すると六万六千三百五十一メガトン。よくいわれることですが、第二次世界大戦でもつて連合國が日本とドイツに投下した火藥爆彈の總量が五・五メガトンである。そうなりますと、アメリカだけで第二次世界大戦級の破壊力というものは四千回繰り返すことができるほどの貯蔵量があるわけでございませう。ですから、やはり國を守るといふことがどういふことなんだというところは、百年前あるいは二十年前は、おのずからだいたい感覺的に違つておる。そこら辺の時代感覺と申しますか、いまの若い人たちは初めからそういうふうな前提の中に育つておる。また、平和憲法というものの、昔、原水爆のなかつた時代に、フランスやその他の國が戦争を放棄するといふようなことを宣言した、そういうことは、はるまじくニ・アンスの違ひ一つ強い必然性を持つた宣言であつたように、そういうふうな受け取れるわけでございませう。それからもう一点は、愛國といふことについても、これは明治時代の愛國心と現在の愛國心とはやはり客觀情勢が違ひ、時代認識が違ひ。したがつて、その内容といふものは政策以面の問題としても、これはずいぶん違ひではないかと、そういうふうに思ひますけれども、大臣の御所見を承つておきたいのです。

○遷居國務大臣 私に申したのは、やはり政策以前のお互いが持つておらなければならぬ心情とか意識とか、こういうふうなものを頭に置いて申してまいつたわけでございませう。いま例におあげになりましたような事態といふことに對する認識なり理解なりという問題よりも、もっと前の話といふふうな氣持が実はするのであります。が、だんだんお話のようになってまいりますと、確かに明治時代といふ時代とは違ひるか、あるいはまた今後の日本の國のあり方といふものが昔の日本の國のあり方と同じでよろしいとか、も

ちろんそういうものではないと思います。ことに新憲法の理想とするところでも明らかでありまして、この大原則を否定する人はまずないだろうと私は思うのであります。あくまでも平和に生きる国としてやっていかなくちゃならぬ、あるいはほんとうの民主主義の行なわれる国でなくちゃならぬ、あるいは文化国家とか福祉国家とか、こういうふうな大きな国の目標、私は、これは何人も否定し得ない原則であらうと思います。そういうふうなところになってきますと、だんだんと話はやはり実政治における政策の問題とか、態度の問題とかいうふうなこともつながってくるわけでありまして。その論議は、実は私の過日の発言としては関係ないものとしてのものを申ししたつもりでおるわけでありまして。

同時に、日本の理想あるいはまた世界人類の大きな願いというものはもちろん大切なことであり、私も真摯に考えなければならぬ問題でございしますが、また、現実世界というもののについての認識を誤ってはいかぬと思うのであります。そういうふうな点は、やはりいまの世界がどうあるか、国際関係がどうあるかというふうなことは、学校に学ぶ子供の発展、発育段階に応じて適切な教育を施すことによって、世界の現状なり国際関係なり、また、その間に処して日本の進むべき大きな態度なりというふうなものについて、正しい教育をしてもらいたいものと存じております。決して私は、国を守るということをやめる狭い意味の軍事教育だとか、国防教育だとか、そういうことを頭に置いて考えておるわけでは全然ございしません。そうでないわけでありまして、平和国家として生きる、あるいは民主国家として生きる、福祉国家として生きるという理想を持ちながら、お互いそれをいかにして実現していくかというところになる、それそれまた考え方の違いも出てくるのであります。そこまでできますと、もう私の発言とは関係のないことに実はなつてくるのであります。その辺のことについての論議は、この際はひとつ御遠慮したほうがよろしい

のではないかと。ただ、そういうことでなくて、何と言いますか、どういふ表現がよろしいのかかわかりませんが、私の言ひ方はきわめてプリミティブなことを申し上げておるということにもなるかと思ひますが、とにかくおおよそ人間が生きておる以上、どこかの国にみな生きておるわけでありまして。そしてまた、お互い何事をするにつきましても、やはり国といふものを通じていろいろなことが行なわれてくる。それが発展すれば結局、一つの世界として物事を考えていくということになりまして。けれども、現実の世界といふものにとり対処していくか、どう生きていくかということについては、これまた誤りのない指導のもとにみんなが正しい判断をし、正しい意見を立てて、そういう基礎的な能力をつけていくのに学校教育が十分尽くさなければならぬ、かように考えております。

○有島委員 大臣のお考えはほゞ了解いたしますが、世間一般の受け取り方と、大臣の考えとのその断層を私は一番心配するのです。それでいまおっしゃった心の意味は非常にプリミティブな意味の愛国心である、国防意識である。だけれども、一番先に申し上げましたとおり、佐藤首相の発言があつて、あるいは倉石発言があつて、いろいろなことがあつて、その系列の中でだれでもとらえずに、これは国民の側に立つてみればもつともな話でしょう。それでですから、やはりそこをばつと心と、心といふのをもう一步これは現時点においてはずきりなさつたほうがいいのじゃないか。それをいづれも心だ、心だと言つておられます、これはどうともとれることになつてしまふですね。それでどうもいまはもう一步、その覚悟にならうなことで、大臣の御発言として御発表になつたほうが適當なのじゃないかといふふうに思ふのでございします。それがなると、やや心配なことは、いま愛国心の問題でございしますけれども、江戸時代に持っていた愛国心——おそらくこれは地域的な川

に隔てられ、山に隔てられて、そこに生まれたといふことで一つの郷土愛といふか、そういうもので争つていた状態の中で、黒船が四はい来た。そのことによつて日本という全体観に目ざめて、そこで初めて愛国心といふようなことが起つてきたのじゃないか。そういうたような日本を国を中心とした愛国心につきまして、これは江戸時代には愛国心といふことはなかつたはずでございまして、實際生活の中に日本全体といふものが意識されてきた、その上に初めて愛国心が起つた。さつきおっしゃつた一番プリミティブな心がそこまで広がつた。そしてその心がなまのなものでございしたため明治維新が起つたのだけれども、やはり西郷隆盛を呼び歸して、反乱を起こして、狭い愛国心に終つた。これも大臣のさつきのおこたへによりますと許容できるということになるわけですが、現在の子供たちの意識といふものは、テレビなんかを見ておりましたも非常にコスモポリタンのな面もございします。それでは全部がインターナショナルな感じになつてしまへばそれでいいの、それもいかに。昔だつて、やはり日本といふ一つの国家意識、愛国心といふ郷土の特徵、個性といふものが大事にされてきた。これが大事な問題であると思ふのでございします。

そういたしますと、現在の日本人の持つべき愛国心といふものはやはり昔とはまるきり違ふ。昔は薩摩から江戸までは非常に時間がかつたわけでありまして。いまはアメリカから日本は非常に短い時間で来れるし、それから報道性の点から申しましても、大阪から江戸まで早馬でも二日かかつたといふ時代が、いまはケネディが死んだ二時間後にはみんなが知つてゐるというふうな、まるきり違ふわけでありまして。そうしたときに、今度は国を守つていく心、この意識といふものが明治時代的な意識ではなくて、新しい世界認識の上に立つた意識でなく、これまたいろいろ論争の種になると思ふのです。現実には角材を振り回してゐる学生たちは国防意識が全くないの

か、国防の心がないのか、あると思ふのです。文部当局もあるいは大学の人たちも、それは国を愛する心はあると思ふのです。その心がどれほど客観的な世界認識の上に立つた愛国心であるかといふことは、いままさにこれが問題になつてゐるところであると思ふのです。これをだれかがやはり解決しなければいけない。これは政策でいいますと、またその先にいつてしまふので、いつも疑心暗鬼の中でもつてむだな対立が繰り返されてゐると思ふのです。文部大臣の御発言がもう一步進んでもいいのではないかと、そういうふうな私も思ふのでございしますけれども、たとえば神武天皇の話、大國主命の話でもいいですよ。それは確かに誇るべきわれわれの伝統について正確な理解を持つておる、それはいいのです。そういう理解、知識と同時に、現在の世界についてのやはりきびしい認識、理解といふものを、これはさらに強力に指導要領の中にも入れ込んでいくといふことを命じられる道じやないか、こういうふうに思ふのですが、いかがでしょう。

○灘尾国務大臣 どういうふうな申し上げてよろしいのか、実は私も表現に困つておるものであります。私は、現在並びに将来におけるわれわれの國のあり方、あるいは進むべき方向といふものは、全國民がひとしく考えなければならぬ問題だと思ひます。少なくとも現在の教育におきましては、しばしば申し上げておるところであります。これも受け取り方によつてはいろいろ御議論があると思ひますが、私どもの考え方は、やはり日本の憲法あるいは教育基本法、その精神を忠実に追求していきたいといふことでやつておるわけにございします。いまおっしゃいましたように、私が発言をした、それがいろいろ物議の種になり、あるいはまた混乱を起こしてゐる。こういうふうな御せでございしますけれども、その意味におきまして、こつち御質疑をいたしたくといふことは、私にとつてはむしろ、不十分か存じませんけれども私の考え方を世間に知つていただく一つ

の機会になることであります。そういう意味では、私は非常にその点は感謝しておるのであります。どういふふうに受け取られるかということになりますと、私自身もいかなともしがたい。一ぺん口に出したもので、それが新聞記事になった。その新聞記事が必ずしも私の思うようなものが出ておるわけではございませんが、皆さんはそれを中心にいろいろお考えになる。そこになると、さて方法もないということですが、あらゆる機会に私の考え方を申し上げるのが、私のあるいは任務かとも存じます。国会を通じてこうして御質問をいただくということも、私の考え方を国民の皆さんに知っていただく上からいへば、よかれあしかれとにかく意義のあることだ、その意味で私は感謝いたしておるわけであります。

日本の現状が明治の日本とは違ふ、あるいはもちろん旧幕時代とは違ふといふことは、これは當然のことでございます。また、教育の上におきましても、そういうことは常に配慮せられて私は指導いたしておると思ひます。また、現在の学習指導要領等について見ましても、現在の日本が、いわゆる世界の中における日本という点を非常に強く教育の内容としてやっておると私は思ふのであります。どちらかといえば、むしろ世界と日本という關係は非常に強く出ておる。必要なことでありますから當然のことでありますけれども、非常に強く出ておる。そしてまた同時に、一面からいふと、個人という問題も非常に強く出ておる。ただ何となしに、これは私がしろうとで言うわけでありますからなにごさいですが、現在の学習指導要領をすなおに読んでみますと、個人と世界との間の、おる国というものの対する記述は、どちらかといへば薄いんじゃないかという感じを私としましては受けておるのです。もちろん、個人と国と世界といふことについて指導はいたしておるわけでございますけれども、そういう感じは率直に申し上げて受けておるわけでございますが、いずれにしましても、このいまの世界に、その中における

日本としてどうあるべきか、また世界の情勢はどうか、こういうふうなことにについては相当今日の教育では行なわれているように実は私は思っております。御心配になるような点は私はないのじゃないか、かように考えます。

○有島委員　御心配になる点はないんじゃないかと大臣はお考えになっておる。ところが、やはり國民は心配しているから、ひとつ説明をなさつたらいいのじゃないかと先ほどから言つておつたのであります。ここにおけるお答え、ずいぶんいいかと思ひましたけれども、やはりやや古くさい明治調の国防、愛国というふうに行つてしまふのじゃないかというふうに心配しているわけでございます。大臣としてはそれを否定していらつしやいますけれども、その否定のしかたが、何かいま何つていてもやや力が弱い、あいまいな点があると思ひるのでございますね。それでその点を、むしろこれは世間の勢いがそういうふうに誤解の方向に向かつているのですから、文部大臣としてはこうだ、文部省としてはこうなんだということを強く——それは学習指導要領にはこの方向で、戦後の教育ですかなつておりますよ。その点を、やはりどの辺に光を当てるかでございますね。そのことは、やはり現段階においては積極的にこれをなさつたほうがいいのじゃないかと思ひますけれども、いかがでございますでしょうか。

○選任國務大臣　どうも有島さんのおっしゃることがわかったようなわからぬような気がするのではありませんが、私としては、先ほど来るの申し上げておるような心持ちで、もしそれがそのままに世間へ伝わらない、あるいはまたそれが何かの誤解を起こすものになっておるということであれば、私の考え方をできるだけ皆さんにわかっていただくような努力をするということが、いまの私としては当然のことだと思ふのであります。有島さんのおっしゃるのは、こういうふうなことをやったらどうかというお話があるのだとわかるのですが、どういふふうに申し上げてよらしいのや

ら、実はお返事に困っておるようなわけなんです。

○有島委員　ややあいまいであったと思います。それではもう一ぺん私の考えを申し上げますと、大臣の発言がやや誤解されて、いろいろ論議されている。むだな論議が繰り返されているということは、大臣が御承知であると思います。それでむだな論議が起らない程度に、重ねて、この前言つた国防という意味はかくかくこのような広い意味なのであるということをはっきりと、これは何かの機会におっしゃつたほうがいいんじゃないか、あるいは指導要領の問題ですね、そのことについてもおっしゃつたほうがいいんじゃないか、そのように私は提案申し上げるわけでございます。それはおわかりくださるでしょうか。

○灘尾国務大臣　よくわかりました。十分私の考へ方の趣旨を皆さんに知っていただくように、私としても努力をいたしますが、皆さんのほうにおかれましても、この点はひとつすなわに聞いていただきたい、かように存じます。

○有島委員 それでは、ごく近い将来に大臣が何らかの御発言をしてくださることを、これは教員側も父兄側も期待しておると思いますので、よろしくお願いいたします。

○谷川委員長代理　ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕  
○谷川委員長代理 それでは速記をお願いします。

本日の委員会はこういう状態でございます、委員長代理として、まことに委員会の運営について責任を感じております。

次回は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時八分散会

|               |         |        |        |            |               |         |           |            |          |              |               |         |            |           |         |
|---------------|---------|--------|--------|------------|---------------|---------|-----------|------------|----------|--------------|---------------|---------|------------|-----------|---------|
| 文教委員會議錄第二号中正誤 | ベシ 段行 誤 | 二一三 精神 | 二一四 整理 | 二三 三 教員の過超 | 文教委員會議錄第三号中正誤 | ベシ 段行 誤 | 三二云 政府間會議 | 三四三 校外指導は、 | 六一二 超過勤務 | 六一末 末 さいがいます | 文教委員會議錄第四号中正誤 | ベシ 段行 誤 | 三二末九 ある全学連 | 四一二 上げたわけ | 七一五 管囲内 |
| 正             | 正       | 精進     | 整備     | 教員の超過      | 正             | 正       | 政府間會議     | 校外指導、      | 超過勤務     | さいがいます       | 正             | 正       | ある全学連      | 上げたいわけ    | 管囲内     |

|      |       |        |
|------|-------|--------|
| ベシ   | 誤     | 正      |
| 段行   |       |        |
| 三 末九 | ある全學連 | あの全學連  |
| 四 一二 | 上げたわけ | 上げたいわけ |
| 七 一五 | 管囲内   | 範囲内    |



昭和四十三年四月二十一日印刷

昭和四十三年四月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局